

様式第2号（第4条関係）

地籍調査成果公用（閲覧・交付）申請書

（第 号）  
年 月 日

（あて先）下関市長

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者の職名 及び氏名	
	連絡先 (担当者名・連絡先)	

※文書記号及び文書番号を記載する場合は公印省略可

下関市地籍調査の成果に関する公開事務取扱要領第4条の規定により国土調査法に基づく地籍調査の成果等の（閲覧・写しの交付）を申請します。

土地の表示	※申請しようとする土地の地番を記入（例：下関市〇〇町△△△△番地〇） 下関市
使用目的 <small>※該当する使用目的の全てに✓を付けてください</small>	<input type="checkbox"/> 災害〔対策・対応〕 <input type="checkbox"/> 境界の〔確認・復元〕 <input type="checkbox"/> 〔境界・分筆〕測量 <input type="checkbox"/> 面積確認 <input type="checkbox"/> その他（ <small>※業務概要（業務名など）を記載してください</small> ）
成果等	<input type="checkbox"/> 地籍簿（閲覧のみ） <input type="checkbox"/> 地籍図 ・土地に関する測量記録 <input type="checkbox"/> 筆界点成果簿 <input type="checkbox"/> 筆界点番号図 ・地籍図根点に関する測量記録 <input type="checkbox"/> 地籍多角点等成果簿 <input type="checkbox"/> 地籍多角点等網図 ・その他（      ）
添付資料	<input type="checkbox"/> 位置図（申請しようとする土地の位置が分かるもの） <input type="checkbox"/> その他（      ）

調査後（法務局登記後）の補正は行っておりません。  
補正後の図面（課税用図面）については、山口地方法務局下関支局又は下関市財政部資産税課（各総合支所が所管する区域の土地を除く。）、各総合支所 市民生活課（各総合支所が所管する区域の土地のみ。）にあります。

※下関市手数料条例（平成24年3月27日条例第10号）別表第1第3項第5号 複写基本料1件300円、複写枚数20円/1枚				
枚	<input type="checkbox"/> 金額確認 閲覧      枚（無料） 複写基本料      300円 複写枚数      枚      円 合計      円	受付者	確認者	交付日
	<input type="checkbox"/> 下関市手数料条例第4条第1項第1号の規定により上記手数料は不徴収			
調査年度	S・H・R      年度	該当図郭 番号など		

※二重枠内は記入不要